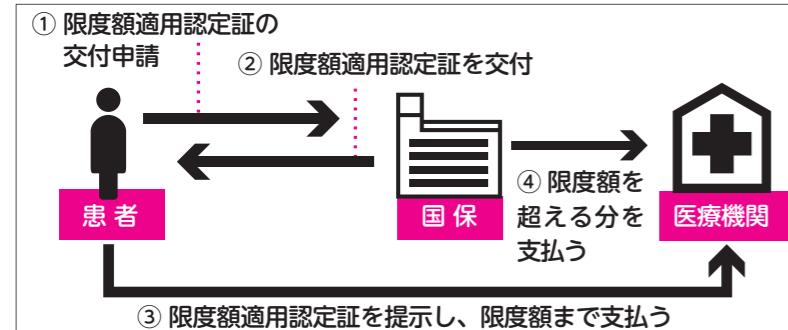


▶市営住宅入居者募集／国民健康保険のお知らせ／保育所入所についてのお知らせ

■限度額適用認定証の交付の流れ



■医療費の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降（※2）
一般	8万100円+医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	4万4,400円
上位所得者（※1）	15万円+医療費が50万円を超えた場合は、その超えた分の1%	8万3,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

（※1）基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。所得申告のない場合も、上位所得者とみなされます。

（※2）過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額になります。

問合
5番窓口
保険年金課（市役所1階）

新規入所を希望する人も、継続を希望する人も申込を！

保育所入所 についてのお知らせ

平成24年4月からの保育所への入所申込書の配布、および受け付けを行います。すでに保育所へ入所している子どもの継続入所も、必ず期間内にお申込みください。

申込書配布 8月10日㈬から 命童福祉課および各保育所窓口（市立・私立とも）にて配布

●在園児継続入所申込受付

①受付期間 9月1日㈭～6日㈫

②受付場所 現在入所している保育所

●新規入所受付

①受付期間 9月9日㈮～14日㈬

②受付場所・受付時間 右表のとおり

※出産予定の場合、3か月児は、平成24年1月2日出産予定で受け付けし、産休明け（57日目）児は、平成24年2月4日出産予定で受け付け。また、平成24年4月1日までに転入予定者は、転入予定期で受け付けします。

問合 命童福祉課（市役所1階11番窓口）

▷「IBS」はアイビースター。
認定こども園については直接各認定こども園にお申込みください

■保育所新規入所受け付け日程と場所・時間

受付日程	受付場所・時間	
	公・私立保育所	市役所
9/9(金)	9:00～17:00	8:45～17:15 (1階101会議室)
9/10(土)	9:00～12:00	9:00～12:00 (玄関ロビー)
9/11(日)		13:00～16:00 (玄関ロビー)
9/12(月)～ 9/14(水)	9:00～17:00	8:45～17:15 (1階101会議室)



国民健康保険のお知らせ

70歳未満の皆さんへ
入院する際は申請を！

限度額適用認定証



市営住宅 入居者を募集します！

お申し込みは8月31日㈬消印有効で受け付けます

1 汐見

2 二田

3 助松

市では、住宅に困っている所得の低い人のために、市営住宅のあき家の入居者を募集します。なお、市営住宅入居申し込みには、収入基準などの制限があります。

■募集住宅一覧表

場所	戸数	規格	住宅型式	浴室	浴槽	エレベーター	犬猫類
汐見町市営住宅	1戸	RC造4階建	2DK	無	無	無	不可
二田市営住宅	3戸	RC造5階建	2DK	無	無	無	不可
助松市営住宅	1戸	RC造5階建	3DK	有	無	無	不可

※汐見町市営住宅は同居等親族がある人と単身者。二田、助松市営住宅は、同居等親族がある人が申し込み可
※浴室「有」とは浴室スペースがある住宅。浴室「有」・浴槽「無」の住宅は、浴槽・風呂釜などの設置は入居者負担

■申込資格の詳細

- ①同居または同居しようとする親族がある人は、次の③～⑧のすべての条件を満たしている人
- ②単身者は、1人で生活できる人で、下破線囲みの（ア）～（コ）のいずれかに該当し、かつ次の③～⑧のすべての条件を満たしている人（常時の介護が必要な人でも、居宅で常時介護を受けることにより自立した生活ができる人は申し込み可）
- ③収入基準に適合する人
- ④現在、住宅に困っている人
- ⑤申し込みの本人が泉大津市内に現に居住し、かつ、住民登録もしくは外国人登録をしている人または泉大津市内に勤務をしている人
- ⑥家賃・共益費を支払うことができる人
- ⑦過去において市営住宅の不正使用、市民税を滞納していない人
- ⑧保証人がある人

申込書配付期間
は8/15～31
です！

問合 建築住宅課（市役所2階）

7 入居時期

11月1日㈭（予定）

6 申込書配付期間

8月15日㈪～31日㈬

5 申込方法の概略

建築住宅課窓口で配付する申込書に必要事項を記入し、所定の封筒で郵送すること。8月31日㈬の消印有効

1 左表のとおり
2 家賃
3 申込資格
4 申込方法
5 申込書配付期間
6 申込書配付期間
7 入居時期
8 申込書配付期間
9 申込書配付期間

（ア）年齢が60歳以上の人
※年齢については、募集期間末日現在の満年齢。ただし、経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた人も含む
(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が1級から4級までの
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、または同程度の障がいを有すると認められる人
(エ) 療育手帳の交付を受けている人、または同程度の障がいを有すると府障がい者自立相談支援センター長に判定された人
(オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が特別項症から第6項症までと第1款症の人
(カ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
(キ) 生活保護または中国残留邦人などに対する支援給付を受けている人
(ク) 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている人で、引揚後5年以内の人
(ケ) 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人
(コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」）第1条第2項に規定する被害者で、次の(A) (B) いずれかに該当する人
(A) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む）の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
(B) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令または接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
(注：(A)は、府女性相談センターが発行する証明書が必要。(B)は、裁判所が命令した保護命令の写しが必要)